

千葉県消防救助業務規程事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県消防救助業務規程（平成20年千葉県消防局訓令（甲）第7号。以下「規程」という。）第28条の規定に基づき、救助業務及び事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義) 規程第2条関係

第2条 規程第2条第9号に規定する人命救助に必要な器具は、別表1のとおりとする。

(隊員等の資格) 規程第5条関係

第3条 規程第5条第1項に規定する告示第6条各号のうち、第2号の消防長が認定した者とは、千葉県消防職員教育規程（平成8年千葉県消防訓令（甲）第2号）別表第4第8項に規定する教育内容と同等の教育（ただし、同規程第19条第1項の現任教育を除く。）を修了した者とする。

2 規程第5条第2項に規定する教育訓練は、千葉県消防局航空救助教育訓練計画（別表2）に基づき実施するものとする。

(高度救助隊及び特別高度救助隊の救助活動) 規程第13条関係

第4条 規程第13条に基づき定める細部事項の内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 装備
- (2) 災害対応
- (3) 隊員の資格
- (4) 教育訓練

(水難救助活動及び航空連携活動に関する記録) 規程第14条関係

第5条 署長は、別に定める潜水作業を伴う水難救助活動基準（以下「活動基準」という。）に基づき隊員の能力判定を行い、次の各号に掲げる事項について、その結果を記録し管理するものとする。

- (1) 潜水作業を伴う水難救助活動対応能力判定表（様式第1号）
- (2) 潜水作業を伴う水難救助活動対応能力判定一覧表（様式第2号）

2 署長は、救助隊が潜水作業を伴う業務を実施した場合は、次の各号に掲げる事項について、その結果を記録し管理するものとする。

- (1) 潜水業務記録（様式第3号）

(2) 潜水作業個人記録 (様式第4号)

(3) 潜水業務経歴簿 (様式第5号)

(4) 潜水作業実施に伴う健康状態確認表 (様式第6号)

- 3 隊長は、他の救助隊と連携した水難救助活動及び航空連携活動が迅速かつ的確に行えるよう、潜水捜索可能隊員・航空連携隊員調査結果表 (様式第7号) により、勤務日ごとに自隊の編成状況を管理するとともに、他の救助隊の編成状況を把握するものとする。

(その他の報告) 規程第20条関係

第6条 規程第20条第2項に規定する様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 救助訓練実施結果報告書 (様式第8号)

(2) 水中用レギュレーター点検記録表 (様式第9号)

(3) 救助器具点検報告書 (様式第10号)

(4) ロープ点検報告書 (様式第11号)

(5) 車両付帯装置点検報告書 (クレーン装置・ウィンチ装置・自動昇降式発電照明装置) (様式第12号)

- 2 前項第1号に規定する報告の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 体力錬成訓練 柔軟体操、ランニング、サーキット・トレーニング、ウエイト・トレーニング等の体力を錬成するための訓練の実施回数、実施人員、実施時間等を記載するものとする。

(2) ロープ基本・応用訓練 結索、登はん、確保、ロープブリッジ等の基本訓練及びこれを基礎としたロープによる進入、救出等の応用訓練の実施回数、実施人員、実施時間等を記載するものとする。

(3) 検索救助訓練 救助隊員の検索・救助技術の向上のため、隊員が一体となって行う連携訓練の実施回数、実施人員、実施時間等を記載するものとする。

(4) 各種救助器具取扱訓練 消防救助操法の基準 (昭和53年9月14日付消防庁告示第4号) 第2編第1章から第18章までに規定する消防救助基本操法で第16章に規定する「ロープ操法」以外のもの並びにこれらに類する各種器具の取扱訓練の実施回数、実施人員、実施時間等を記載するものとする。

(5) 各種救助事象想定訓練 各種基本・応用訓練を基礎として実際の救助活動を想定した総合訓練の実施回数、実施人員、実施時間等を記載するものとする。

(6) その他の訓練 1号から5号以外の訓練で各地域の特性に応

じて定期的に行う訓練の実施回数、実施人員、実施時間等を記載するものとする。

(救助活動検討会) 規程第 2 1 条関係

第 7 条 規程第 2 1 条第 1 項に規定する救助活動検討会の名称は、千葉市消防局救助活動検討会（以下「救助検討会」という。）と称し、その参加者、検討事項及び報告は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 参加者

- ア 現場最高指揮者及び出動した救助隊の指揮者
- イ 消防第一課長又は消防第二課長
- ウ その他警防部長（以下「部長」という。）が必要と認めた者

(2) 検討事項

- ア 覚知及び出動状況
- イ 救助活動状況
- ウ 災害の拡大要因若しくは不測要因
- エ 指揮命令、伝達及び情報収集時の状況
- オ 策定済みの災害対応計画の活用状況及び問題点
- カ 死者又は負傷者の状況
- キ 関係機関との連携活動の状況
- ク その他必要と認める事項

(3) 報告 部長は、救助活動検討会を開催したときは、救助活動検討会報告書（様式第 1 3 号）により、局長に報告するものとする。

(救助活動に必要な免許、資格等) 規程第 2 5 条関係

第 8 条 救助活動に必要な免許、資格及び研修等は次の各号によるものとする。

(1) 潜水土士免許

(2) 2 級 5 トン船舶免許

(3) けん引自動車免許

(4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能資格

(5) 小型移動式クレーン運転技能資格

(6) 玉掛け技能資格

(7) 毒物劇物取扱者技能資格

(8) 水難救助技術研修

(9) 潜水業務管理研修

(10) 都市型救助技術研修

(11) 放射線事故対応研修（緊急被ばく救護セミナー）

(国際消防救助隊) 規程第 27 条関係

第 9 条 規程第 27 条に基づく出動計画の内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 趣旨
 - (2) 名称等
 - (3) 編成の基準
 - (4) 千葉県派遣隊の任務
 - (5) 国際消防救助隊員の選考・指名・登録
 - (6) 携行資機材等
 - (7) 国際消防救助隊員の派遣可否調査
 - (8) 要請受付等
 - (9) 出動決定等
 - (10) 残留体制等
 - (11) 訓練及び研修
- (その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前に、潜水作業を伴う水難救助活動基準に基づく能力判定と同等の判定評価を行った救助隊員については、第 5 条第 1 項に規定される能力判定を行った者とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前に、千葉県消防局航空救助教育訓練計画に基づき教育訓練を実施し評価を受けた救助隊員については、第 3 条第 1 号に規定された者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 1 号から様式第 12 号までの改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。